甲府市就労継続支援事業所生産活動活性化支援事業実施要綱

令和２年８月２０日

福第１５号

（趣旨）

第１　本事業は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響を踏まえ、生産活動が停滞し

減収となっている就労継続支援事業所に対し、その再起に向けて必要な費用を支援し、利用

者の賃金・工賃の確保を図ることを目的とする。

（補助の対象事業）

第２　補助の対象となる事業は、生産活動収入が相当程度減収している就労継続支援事業所が、

その生産活動の再起に向けて行う事業（以下「補助事業」という。）とする。

（対象となる事業所）

第３　市内に所在する事業所で、次のアからウのいずれの要件にも該当する就労継続支援Ａ型、

　Ｂ型事業所（ただし、他の経営支援策（※１）を受けている場合は除く）であって、所定様

式（様式第１号の２）により生産活動収支の状況を報告した事業所とする。

ア　申請月において１人以上の利用者に対し障害福祉サービスを提供していること

イ　平成３０年４月１０日付障障発０４１０第１号「「就労移行支援事業、就労継続支援事

　業（Ａ型、Ｂ型）における留意事項について」の一部改正について」記１（５）にある（報

　告対象年度分の）工賃実績を市に報告していること

ウ　次の（ⅰ）又は（ⅱ）の要件に該当すること

（ⅰ）　令和２年１月以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、１ヶ月の

生産活動収入が前年同月比で５０％以上減少した月（※２、※３）（以下「対象月」

という。）があること

（ⅱ）　令和２年１月以降、連続する３ヶ月の生産活動収入が前年同期比で３０％以上減少

した期間（※４、※５）（以下「対象期間」という。）があること。

　※１　持続化給付金、持続化補助金（小規模事業者持続化補助金）、家賃支援給付金その

　　　他本事業と支援内容が重複すると市長が認める行政機関、公益財団法人及び民間企業

等の支援策のことをいう。

　※２　事業開始後最初の生産活動収入が平成３１年１月から令和元年１２月の間に発生し

た事業所にあっては、当該月から令和元年１２月までの月平均の生産活動収入と比べ

て５０％以上減少した月のことをいう。

　※３　事業開始後最初の生産活動収入が令和２年１月から令和２年３月の間に発生した事

業所にあっては、令和２年４月以降の１ヶ月の生産活動収入が、事業開始後最初の生

産活動収入が発生した月から令和２年３月までの月平均の生産活動収入と比べて

５０％以上減少した月のことをいう。

　　※４　事業開始後最初の生産活動収入が平成３１年１月から令和元年１２月の間に発生し

　　　　た事業所にあっては、当該月から令和元年１２月までの月平均の生産活動収入に３を

乗じた額と比べて３０％以上減少した期間のことをいう。

※５　事業開始後最初の生産活動収入が令和２年１月から令和２年３月の間に発生した事

業所にあっては、令和２年４月以降の連続する３ヶ月の生産活動収入が、事業開始後

最初の生産活動収入が発生した月から令和２年３月までの月平均の生産活動収入に３

を乗じた額と比べて３０％以上減少した期間のことをいう。

　（対象となる費用）

第４　助成の対象となる費用は、次に例示する費用など、生産活動の実施に必要な経費であっ

　て、その存続、再起に向けて、就労支援事業会計（「就労支援等の事業に関する会計処理の

取扱いについて」の一部改正について（平成２５年１月１５日付社援発０１１５第１号厚生

労働省社会・援護局長通知）別紙に示す会計処理のことをいう。）から支出すべき費用とす

る。ただし、利用者の賃金や工賃、職員の給与については対象外とする。

ア　生産活動を存続させるために必要となる固定経費等の支出に要する費用

イ　生産活動の再稼働等にかかる設備整備のメンテナンス等に要する費用

ウ　通信販売、宅配、ホームページ製作等新たな販路拡大等に要する費用

エ　新たな生産活動への転換等に要する費用

オ　在庫調整等に要する費用や風評被害への対応等に係る広報活動に要する費用

カ　その他生産活動の再起に向けて必要と認められる費用

（助成額）

第５　助成額は、次の基準額と申請様式（様式第１の２）による事業所からの申請額とを比較

して低い方の額の範囲内で市長が必要と認めた額とする。ただし、複数の事業所を運営する

法人においては、１法人あたりの上限を２００万円とする。

２　助成額の千円未満の端数は切り捨てる。

[基準額]

以下の算出式による算出額に応じ、下表のとおりとする。

【算出式】

　（ウ（ⅰ）に該当する事業所の場合）

　　 直前の事業年度の年間生産活動収入（※６）－（対象月の生産活動収入×１２）

　（ウ（ⅱ）に該当する事業所の場合）

　　 直前の事業年度の年間生産活動収入（※７）－[（対象期間の生産活動収入÷３）×１２]

　　 ※６　※２に該当する事業所にあっては、事業開始後から令和元年１２月までの月平均

　　　　 の生産活動収入に１２を乗じた額、※３に該当する事業所にあっては、事業開始後

から令和２年３月の月平均の生産活動収入に１２を乗じた額

　　　※７　※４に該当する事業所にあっては、事業開始後から令和元年１２月までの月平均

の生産活動収入に１２を乗じた額、※５に該当する事業所にあっては、事業開始後

から令和２年３月の月平均の生産活動収入に１２を乗じた額

|  |  |
| --- | --- |
| 算出額 | 基準額 |
| ５０万円以上 | ５０万円 |
| ５０万円未満 | 当該算出額 |

（補助金の交付申請）

第６　補助金の交付を受けようとする事業所（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請

書（様式第１号）に関係書類を添えて、別に定める日までに市長に申請しなければならない。

（補助金の交付決定）

第７　市長は、前条の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査の

上、適正と認められるときは補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（様式第２号）

により申請者に通知する。

（補助事業の変更等）

第８　補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金交付の決定を

受けた後、次の各号のいずれかに該当する場合は、予め事業変更（中止・廃止）承認申請書

（様式第３号）により市長の承認を受けなければならない。

（１）補助事業を中止し又は廃止しようとする場合

（２）補助事業の内容又は経費の配分の変更（ただし、補助の対象となる経費の各費目間にお

いて、いずれか低い額の２０％以内を増減させる場合を除く。）をしようとする場合

（３）交付決定を受けた補助金の額に変更をきたす場合（ただし、補助事業の目的の達成に支

　　障をきたすことなく、かつ、事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の

額の増減を伴わない場合を除く。）

２　市長は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容又はこれに付した条

件を変更することができる。

（状況報告等）

第９　補助事業者は、補助事業を完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂

行が困難になったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

２　補助事業者は、市長から補助事業の遂行状況に関する報告を求められた場合は、速やかに

書面により報告しなければならない。

（実績報告）

第１０　補助事業者は、補助事業が完了したとき若しくは廃止の承認を受けて１箇月を経過し

　た日又は交付決定した年度の３月末日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第４号）

に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第１１　市長は、前条の規定による実績報告書を受理したときは、その内容を審査のうえ補助

金の額を確定し、通知書（様式第５号）により補助事業者に通知する。

（補助金の交付）

第１２　補助金の交付については、精算払いとする。ただし、市長が必要と認めるときは、概

算払いとすることができる。

２　補助事業者は、前項の規定により概算払いを受けようとするときは、概算払請求書（様式

第６号）を市長に提出しなければならない。

３　市長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超え

　る補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

（書類の保管）

第１３　補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出の事実を明らかにした証拠書類を整理し、

　かつこれらの書類を補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して５年間保存し

なければならない。ただし、取得財産等の財産処分制限期間が５年を超えるものについては、

当該期間が経過するまで関係書類を保管しなければならない。

（財産の処分の制限）

第１４　補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産（以下「取得財産」

という。）については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第

１５号）に定められている耐用年数に相当する期間を経過するまでは、市長の承認を受けな

いで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供して

はならない。

２　補助事業者は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書（様式第７号）

を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

３　市長は、第１項の承認をしようとする場合、原則として交付した補助金のうち所得財産を

補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から

第１項で定める期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

（消費税及び地方消費税額に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第１５　補助事業者は、補助事業完了後に申告により補助金に係る消費税等仕入控除額が確定

した場合には、速やかに消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書（様式第８号）を市

長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還

を命ずるものとする。

３　前項の返還期間は、当該命令のなされた日から２０日以内とし、期限内に納付がない場合

　は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利１０．９５％の割合で計算

した延滞金を徴するものとする。

（成果の発表等）

第１６　市長は、補助事業により得られた成果については、必要に応じてこれを補助事業者に

発表させることができるものとする。

２　補助金交付後においても、補助事業者に対して、随時報告や現地視察を求める場合がある。

（雑則）

第１７　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附　則

１　この要綱は、令和２年８月２０日から施行し、令和２年４月１日から適用する。

２　この要綱は、令和３年３月３１日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付

決定された補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

様式第１号

令和　　年　　月　　日

（あて先）甲府市長

所 在 地

法 人 名

事業所名

代表者名　　　　　　　　　　　　　　　印

甲府市就労継続支援事業所生産活動活性化支援事業費補助金交付申請書

このことについて、甲府市就労継続支援事業所生産活動活性化支援事業実施要綱第６の規定により、関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

１　交付申請額　　　　　　　　　　　　　　　　円

　　（様式第１の２の助成上限額を記入すること）

２　新型コロナウイルスによる影響及び本補助金を用いて取り組む内容

　　（裏面に記入すること。）

３　添付書類

（１）申請様式（様式第１号の２）

（２）事業所の減収状況が確認できる書類

　（３）その他必要な書類

|  |
| --- |
| ２の１　生産活動に対する新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響  　　　　（生産活動収入が減収した状況を、具体的に記入すること。） |

|  |
| --- |
| ２の２　本補助金を用いて取り組む内容  　　　　（様式第１号の２の「３．申請額及び内訳」に記載の費用により、どのようなこと  に取り組むのか、具体的に記入すること。） |

様式第１号の２









様式第２号

第　　　　　　　　　号

令和　　年　　月　　日

（申請者）　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　甲府市長　　　　　　　　　　印

甲府市就労継続支援事業所生産活動活性化支援事業費補助金交付決定通知書

令和　　年　　月　　日付けで申請のあったこのことについては、甲府市補助金等交付規則及び甲府市就労継続支援事業所生産活動活性化支援事業実施要綱第７の規定により、次のとおり交付することに決定したので、通知する。

交付決定額　　　　　　　　　　　円

甲府市就労継続支援事業所生産活動活性化支援事業実施要綱を順守すること。

なお、補助金の交付の条件等に違反した場合の措置は、以下のとおりとする。

（１）次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。

ア　補助金を他の用途に使用したとき

イ　補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき

ウ　補助事業に関し法令等又はこれに基づく市長の処分に違反したとき

エ　暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき

（２）補助金の交付決定を取り消した場合、補助事業の当該取り消しに係る部分に関し、既

に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

（３）補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日

から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95％の割合で計算した延滞

金を市に納付しなければならない。

様式第３号

令和　　年　　月　　日

（あて先）甲府市長

所 在 地

法 人 名

事業所名

代表者名　　　　　　　　　　　　　　印

甲府市就労継続支援事業所生産活動活性化支援事業費補助金

事業変更（中止・廃止）承認申請書

令和　　年　　月　　日付け　　第　　号で交付決定のあったこのことについて、次の理由により事業計画を変更（中止・廃止）したいので、甲府市就労継続支援事業所生産活動活性化支援事業実施要綱第８の規定により、申請します。

１　変更（中止・廃止）の理由

２　変更（中止・廃止）の内容

※　変更の場合、交付申請の添付書類に準じて、変更前と変更しようとする内容を比較記載した書面を添付すること。

様式第４号

令和　　年　　月　　日

（あて先）甲府市長

所 在 地

法 人 名

事業所名

代表者名　　　　　　　　　　　　印

甲府市就労継続支援事業所生産活動活性化支援事業費補助金実績報告書

令和　年　月　日付け　　第　　号で交付決定のあったこのことについて、甲府市就労継続支援事業所生産活動活性化支援事業実施要綱第１０の規定により、次のとおり報告します。

１　実績報告様式（様式第４号の２）

２　添付書類

（１）領収証等

（２）整備、生産等を行った成果物が明確に判別できる写真

（３）その他必要な書類

様式第４号の２



様式第５号

第　　　　　　　　　号

令和　　年　　月　　日

（補助事業者）　　　　　　様

甲府市長　　　　　　　　　　印

甲府市就労継続支援事業所生産活動活性化支援事業費補助金の額の確定について（通知）

令和　　年　　月　　日付けで実績報告のあったこのことについては、甲府市就労継続支援

事業所生産活動活性化支援事業実施要綱第１１の規定により、次のとおり補助金の額を確定し

ます。

確定額　　　　　　　　　　　　円

様式第６号

令和　　年　　月　　日

（あて先）甲府市長

所 在 地

法 人 名

事業所名

代表者名　　　　　　　　　　 　　　印

甲府市就労継続支援事業所生産活動活性化支援事業費補助金概算払請求書

令和　　年　　月　　日付け　　第　　号で交付決定のあった甲府市就労継続支援事業所生産活動活性化支援事業費補助金について、次のとおり概算払いの請求をします。

１　概算払請求額　　　　　　　　　　　　　円

２　内　　　　訳

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 補助金交付決定額  ① | 既概算交付額  ② | 差　引　額  ①－②＝③ | 今回概算請求額  ④ | 備　　考 |
|  |  |  |  |  |

３　概算払い請求の理由

４　支払いの方法

（１）金融機関名　　　　　　　　　　銀行　　　　　　支店

（２）預金種別　　　　（当座・普通）

（３）口座番号

（４）フリガナ

口座名義

様式第７号

令和　　年　　月　　日

（あて先）甲府市長

所 在 地

法 人 名

事業所名

代表者名　　　　　　　　　　　　　　印

財産処分承認申請書

甲府市就労継続支援事業所生産活動活性化支援事業費補助金に係る補助事業により取得した財産を次のとおり処分したいので、甲府市就労継続支援事業所生産活動活性化支援事業実施要綱第１４第２項に基づき、申請します。

１　処分しようとする財産の明細

２　処分の内容

３　処分しようとする理由

４　その他必要な書類

様式第８号

令和　　年　　月　　日

（あて先）甲府市長

所 在 地

法 人 名

事業所名

代表者名　　　　　　　　　　　　　　　印

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

このことについて、甲府市就労継続支援事業所生産活動活性化支援事業実施要綱第１５の規定により、関係書類を添えて次の通り報告します。

１　甲府市補助金等交付規則第３条に基づく補助金の確定額　　　　　　　　　　　　円

２　消費税及び地方消費税の申告により確定した

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

３　２の消費税及び地方消費税に係る仕入控除額の積算内訳等